

柏市立学校評議員要領

柏市学校評議員要領

制定 平成13年11月 1日

施行 平成14年 4月 1日

(趣旨等)

第1条 この要領は、柏市立小学校及び中学校管理規則（昭和39年柏市教育委員会規則第1号）第10条第1項、柏市立幼稚園管理規則（昭和52年柏市教育委員会規則第12号）第29条の2第1項又は柏市立高等学校管理規則（昭和52年柏市教育委員会規則第11号）第51条の2第1項の規定に基づき設置された、学校評議員（以下「評議員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 評議員は、園長又は校長（以下「校長」という。）が地域や社会に開かれた園又は学校（以下「学校」という。）づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携協力しながら、特色ある教育活動を展開することを目的に保護者や地域の方々の意見を幅広く聞くためのものである。

(職務)

第2条 評議員は、前条第2項の目的を達成するため、校長の求めに応じて、学校の教育目標、教育計画や地域との連携の進め方など学校運営について意見を述べることができる。

(委嘱)

第3条 評議員の数は、各学校8名以内とする。

2 評議員は、校長の推薦（様式1）を受けた次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。ただし、当該学校の教職員は委嘱することができない。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 有識者
- (4) その他校長の推薦する者

(身分)

第4条 評議員の身分は、非常勤特別職とする。

(委嘱期間)

第5条 評議員の委嘱期間は、委嘱した日から翌年の3月31日までとする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由がある場合は、委嘱を解くことができる。

3 評議員は、再任されることができる。

(報酬)

第6条 評議員の報酬は、柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例（昭和61年柏市条例第3号）第2条に定める額とする。

(服務)

第7条 評議員は、その職務を遂行するにあたって、法令、条例、教育委員会規則等に従わなければならない。

2 評議員は、その職の信用を傷つけ、その職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱を解かれた後も、同様とする。

(意見聴取等)

第8条 校長は、必要に応じ、評議員の意見を求めるものとする。

2 校長は、必要に応じ、評議員が一堂に会して意見交換を行い、意見を述べる機会を設けることができる。

(報告)

第9条 校長は、学期末又は年度末までに教育委員会に報告書（様式2）を提出する。

(庶務)

第10条 評議員の庶務は、学校において処理する。ただし、委嘱事務は教育委員会事務局学校教育部指導課において処理する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成14年 4月 1日から施行する。

様式 1

学校評議員推薦書

発第 号
平成 年 月 日

柏市教育委員会 様

柏市立 学校
校長 印

このことについて、下記のとおり推薦いたします。

記

No	被推薦者 氏 名	年 齢 (生年月日)	性別	住 所 (電話番号)	推薦理由 (役職等)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

*推薦人数は8名以内とする。

*備考には、前年度より継続で再任の場合、「再」と記入する。

学校評議員実績報告書

発第 号
平成 年 月 日

柏市教育委員会 様

柏市立 学校
校長 印

このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

実施月日	参加評議員氏名	評議員の主な意見
月 日		

* 学期末または年度末に提出ください。

学校評議員校内規定（案）

柏市立〇〇〇〇学校
（幼稚園）

1 趣旨

柏市学校評議員要領（以下「要領」という。）第11条の規定により必要な校内規定を定める。

2 組織

(1) 校長は、学校評議員を選考するための組織（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(2) 選考委員会の構成員は、次の者とする。

- ① 校長
- ② 教頭
- ③ 教務主任
- ④ その他校長の認める者

3 委嘱期間

要綱第5条3に定める再任は、当該年度を含め 年以内とする。

この規定は、平成14年 月 日から実施する。